

京都市職員定数条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第42号）

（行財政局人事部人事課）

事業内容及び業務執行体制の見直し等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	改正前の定数	改正後の定数	差 引 増 減
	人	人	人
市長の事務部局 の職員	7,303	7,279	△24
議会の事務部局 の職員	40	40	0
選挙管理委員会 の事務部局の職 員	34	34	0
監査委員の事務 部局の職員	26	26	0
教育委員会の事 務部局及び教育 委員会の所管に 属する教育機関 の職員	8,922 〔うち校長及び 教員 7,542人〕	8,922 〔うち校長及び 教員 7,556人〕	0 〔うち校長及び 教員 14人〕
人事委員会の事 務部局の職員	17	17	0
農業委員会の事 務部局の職員	13	13	0
消防職員	1,669	1,723	54
公 営 企 業 の 職 交 通 事 業	2,026	2,026	0
公 営 企 業 の 職 水 道 事 業	1,133	1,133	0
職員の定数	21,183	21,213	30

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第42号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,303人」を「7,279人」に改め、同項第5号中「7,542人」を「7,556人」に改め、同項第8号中「1,669人」を「1,723人」に改め、同項中「21,183人」を「21,213人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)